



インターネットでの情報提供

提供予定日 12月22日

平成22年12月21日 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
財政課	管理監	国島	058-272-1111 (内線)2151

## 平成23年度当初予算要求資料の公開について

県では、予算編成過程の透明化に向けた取り組みの一環として、12月1日の時点で、各部局が平成23年度当初予算に要求を行っている主要事業一覧および主要事業の概要を、岐阜県庁ホームページにおいて公開します。

### 1 公開内容

- (1) 各部局・課別 主要事業一覧表
- (2) 主要事業の概要
- (3) 各部局別 要求額一覧表

主要事業の概要は、主要事業一覧表の事業名をクリックすることにより閲覧できます。

### 2 アクセス方法

岐阜県庁ホームページのトップページのメニュー「県政の運営」 - 「財政・予算・決算」 - 「予算」と進み、「平成23年度当初予算の要求状況」を押してください。

・ URL : <http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/zaisei-yosan/yosan/index.htm>

### 3 公開事業数

760事業程度

今後、国の制度変更等に伴い、予算案の内容が要求時のものと大幅に変わる可能性があります。

### 4 今後の公開スケジュール

- ・ 1月15日頃 査定の途中経過を公開
- ・ 1月下旬 国予算案に決定に伴い公開した要求状況の内容を修正
- ・ 2月中旬 予算案決定内容を公開

### 5 問い合わせ

平成23年度当初予算要求の主要事業に関するご質問・ご意見は、平成23年1月14日(金)までに、担当課までお寄せください。

(主要事業の概要に、電話番号・メールアドレスが記載してあります)

【各部署・課別 主要事業一覧表】

http://www.pref.gifu.lg.jp - 岐阜県：総務部 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り リンク

清流の国 岐阜県 表示設定 (▶ 使い方) 文字を大きく 色合い ふりがな よみあげ 暮らしの安心を守る 県民共済

▶ English ▶ 中文(简体) ▶ Português ▶ Tagalog

防災・防犯 環境 教育・文化 スポーツ < 暮らし 健康・福祉 県土づくり 産業・雇用 県政の運営

組織名で探す キーワードで探す Google カスタム検索 検索

ようこそ岐阜へ 観光・物産 ▶ 携帯サイトで見える

トップ > 県政の運営 > 財政・予算・決算 > 予算 > 確認作業中(公開まで暫くお待ちください) > 総務部

### 総務部

(単位:千円)

課	No	事業の名称	要求額	前年度予算額
法務・情報公開課	1	<a href="#">法務・情報公開事務費</a>	10,192	10,161
行政改革課	1	<a href="#">包括外部監査委託費</a>	10,500	10,500
税務課	1	<a href="#">県税徴収確保特別対策事業費</a>	6,336	6,336
	2	<a href="#">不正軽油特別対策事業費</a>	10,542	10,631

※個別の事業に対するご質問・ご意見は、各事業の様式内にございます担当課までお寄せください。

ページが表示されました インターネット

## 【主要事業の概要（例）】

別紙様式

平成 23 年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：総務管理費 目：総務管理諸費

### 事業名：包括外部監査委託費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

総務部 行政改革課 行政運営担当 電話番号：058-272-1111（内 2124）

E-mail：[c11127@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11127@pref.gifu.lg.jp)

### 事業費

要求額：10,500 千円（前年度予算額：10,500 千円）

### 事業内容

#### 1 事業の内容

県の組織に属さない外部の専門的な知識を有する方（弁護士、公認会計士、税理士等）に、県の財務に関する事務の執行等について、監査をお願いします。

地方自治法により、都道府県は毎年、包括外部監査を行わなければならないこととされており、外部の専門家の方の客観的な視点から監査が行われることで、県民の皆様への県政に対する信頼感の向上を図ることを目的としています。

監査にあたっては、経済性（無駄な経費をかけていないか）・効率性（より成果の上がる方法はないか）・有効性（目的にかなっているか）等の観点から監査が行われています。

<参考条文>

- ・都道府県知事は、毎会計年度、包括外部監査契約を契約しなければならない。（地方自治法第 252 条の 36）
- ・監査の結果及び結果に対する措置状況を監査委員に通知、監査委員はこれを公表しなければならない。（地方自治法第 252 条の 38）

#### 2 所要経費

委託料 10,500 千円

## これまでの取組と成果

### 1 長期構想上の位置付け

### 2 これまでの取組状況

平成 9 年の地方自治法の改正により、平成 11 年から外部の専門家による包括外部監査が義務づけられており、以降、毎年度実施しています。

直近 3 年間の監査テーマは、以下のとおりです。

平成 20 年度 「財政的援助団体等の財務に関する事務執行について」

平成 21 年度 「債務保証・損失補償及び貸付金に係る財務事務の執行について」

平成 22 年度 「県税の賦課・徴収事務について」

### 3 これまでの取組に対する評価

外部監査人が、自らテーマを選定し、幅広い専門的な知識を活かして監査を実施しており、専門家ならではの、企業会計、経済性などの視点から、有益な指摘や意見をいただいています。

いただいた指摘等については、速やかに改善を図っており、その改善結果と併せて県民の皆様に公表することにより、県政の透明性向上につながっています。

一層の行財政改革の推進が県政の最重要課題であり、外部監査人からの指摘・意見は非常に有意義なものとなっています。

## 決定額の考え方

### 要求額の財源内訳（単位：千円）

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄付金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度 予算額	10,500	0	0	0	0	0	0	0	10,500
要求額	10,500	0	0	0	0	0	0	0	10,500
決定額									